

平成29年9月定例会 総務委員会委員長報告

34番 中野 清史でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました6件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第75号 平成29年度長野市一般会計補正予算のうち、債務負担行為補正の企画政策部関係について申し上げます。

長野県立大学との連携についてであります。

長野県立大学は平成30年4月に開学を控えていますが、長野県立大学との連携として、公立大学法人設立後に、(仮称)長野県立大学活性化会議を設けるとのことであり、同会議は、教育環境の向上や地域と大学との連携などについて協議をする場とのことであります。

詳細については、開学後に公立大学法人と調整するとのことでありますが、大学の所在都市として、地域との連携による地域活性化が望まれることから、同会議に参画するに当たり、市、地域等の意見を伝え、実りのある会議とするよう要望いたしました。

次に、総務部・行政委員会の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、避難所の確保についてであります。

市の中山間地域には、土砂災害警戒区域内に存在している避難所があることを踏まえ、市では、指定緊急避難場所等の見直しを行い、災害種別ごとに使用できる避難所の指定を行うとともに、避難所への避難の他に、状況に応じて、自宅の2階や安全な場所に速やかに避難することも必要である、と住民の方へ説明しているとのことであります。

一方で、住民とすれば、避難所に集まることにより、情報の伝達や気持ちの安心感など様々な効果もあると考えられることから、地域における避難所の確保について検討するよう要望いたしました。

2点目は、選挙の執行日についてであります。

新聞報道等によりますと、政府・与党は、衆議院を解散し、10月10日に衆議院議員総選挙を公示、10月22日に投開票の方針とあります。

市では、10月29日執行予定の長野市長選挙・長野市議会議員補欠選挙に向けて準備を進めているとのことですが、現在の状況では2週続けて選挙が執行されることとなります。

つきましては、市民の分かりやすさ、投票率への影響、選挙事務に掛かる経費などを総合的に勘案し、長野市長選挙・長野市議会議員補欠選挙と衆議院議員総選挙の同日執行について検討するよう要望いたしました。

次に、地域・市民生活部の所管事項について申し上げます。

男女共同参画の推進についてであります。

市では、第三次長野市男女共同参画基本計画に基づき、市、市民及び事業者が力を合わせて、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進している中で、例えば、各地区住民自治協議会に対しては役員への女性参画率に30パーセントの高い目標を設定しています。

一方で、市の課長相当職以上の女性職員の占める割合が消防職員を除き6.4パーセントと、必ずしも高い数値とは言えず、政策・方針決定の場への女性職員の参画が進んでいないと思われまます。

つきましては、庁内関係部局と連携しながら、今後も積極的に女性職員の管理職への登用を図るよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第30号 改正「組織犯罪処罰法」の廃止を求める請願、請願第31号 いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」の即時廃止を求める請願について申し上げます。

以上2件の請願の審査に当たっては、一括審査とし、請願第30号については、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「物言えない社会、自由に発言、表現ができない社会、監視をする社会、国民の中にお互いに疑心暗鬼を生むような社会が心配される中での法律の制定だったと思う。国民の世論として廃止すべきという声を地方から上げていくべきだと思う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「TOC条約の締結によってメリットも多くある。例えば、外国にある証拠を得たい場合、これまでは日本の捜査機関は相手国の捜査機関と交渉するにも外務省を介さなければならなかったが、中央当局間での捜査が可能となった。あるいは振り込め詐欺などで得た資金が外国に送金されても、この条約には犯罪収益の没収と被害者への還付に対する協力規定があるため、被害者の泣き寝入りを防ぐ可能性を高める。」との意見が出されました。

さらに、2件の請願を継続審査とすべきものとして、「6月市議会で意見書を送付して、議会の意思を示したばかりである。それに反する意見書を再び採択することは、整合性が取れない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、いずれの請願も賛成少数で否決され、引き続きそれぞれ採決を行った結果、いずれの請願も賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第32号 「安保法制」廃止を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「安保法制の施行後、日米共同演習の強化、さらに国民の知らないところで、イージス艦への洋上給油が明らかになっている。米朝間の緊張が高まる中で日本とアメリカとの軍事的な結び付きが強い。当然、北朝鮮の矛先も日本に向けられる。緊張が高まることが明らかだと思う。安保法制ではなく、日本は憲法9条を高く掲げた外交に徹するべきだ。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「新三要件を決めた中で、自国を守ることが定義付けされているので、日本が関係ないところで、日本人に被害がないところで行うことはあり得ない。日本国民の命、財産を守るために必要なもので、集団的自

衛権を限定的に認め、憲法の中でどう位置付けていくか決めた安保法制だと思っているので、これは必要な法である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第33号 アメリカ合衆国と朝鮮民主主義人民共和国との直接対話実現に力を尽くすよう日本政府に意見書提出を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「軍事的な衝突は絶対避けなければならないことであると、アメリカと北朝鮮との直接対話をなんとしても実現してもらいたい。軍事的な圧力をどんなに強めても北朝鮮には効かない状況が既に生まれており、長野市議会として意見書を上げてほしい。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「日本政府が間に立つものではなく、国連安保理の決定に従って、経済制裁で政策転換ができるように圧力を掛けていくことが大切ではないかと思う。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第34号 核兵器禁止条約への参加を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「日本は正に唯一の被爆国であり、世界が日本の動向を注目していた。核兵器保有国が賛同するわけにはいかないということは分かっていたが、世界の国々が核兵器禁止条約を結ぶことによって、流れを変えていく画期的な条約であったと思う。」「核兵器不拡散条約があったが、核兵器が減ったわけではなく、持っている国の立場で作られたものだった。それに対して、国の大きさ、軍事力、経済力に関係ない、小さな国が大国に対して核兵器を無くしていくことで団結したことが今までの流れと全然違う。そこを考えたときに、唯一の被爆国の日本が立つべき位置は条約の側であると思う。橋渡しをするのであれば、日本が条約を批准して、持っている国に対して積極的に働き掛けていくことで、溝を埋めることができるのではないか。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「核兵器禁止条約に核兵器を保有している国が参加していないことで更に溝が深まっていると思う。この溝を埋めていかなけれ

ば核兵器が無くなることはなく、日本が溝を埋めることが、唯一の被爆国としての使命でもあると思っている。」、「国際社会は核兵器不拡散条約の下で核軍縮を進めてきたと思っている。今回の核兵器禁止条約が、これまで国連でなされてきた一連の核兵器廃絶決議とは少し趣きが変わっていた。オバマ氏が言った、核なき世界をつくるには、核兵器保有国が参加せず非保有国だけが参加する条約を日本として認めるわけにはいかない。核兵器を現実的に減らすには、このことによって起こる亀裂を防がなければいけないという今回の日本の判断は評価できる。」、「核兵器保有国と非保有国との橋渡し役として努力をしていきたいという政府の考え方を信頼して、今後の成り行きを見守っていきたい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。